

浜頓別中学校
いじめ防止対策基本方針

令和5年

浜頓別町立浜頓別中学校

浜頓別中学校いじめ防止対策基本方針

1 はじめに

- (1) 「いじめ」についての基本的な考え方について
- (2) 「いじめ」の定義について
- (3) 学校いじめ防止基本保身策定の趣旨及び目的について

2 いじめの防止等のための取組

- (1) 未然防止について
- (2) 早期発見について
- (3) いじめへの対応について
- (4) ネット上のいじめへの対応について
- (5) 教員研修について
- (6) いじめ防止に係る年間計画について

3 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) 役割について
- (2) 組織図

4 重大事故への対処

5 その他（参考資料）

1 はじめに

(1) 浜頓別中学校の「いじめ」についての基本的な考え方

浜頓別中学校は、いじめは、それを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生徒の生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがあるものとしておさえます。

浜頓別中学校は、「いじめ」について教職員、生徒、保護者の三者について次の観点を押さえ「いじめ」を生まない環境を構築します。

①教職員間で共通にすること

いじめは、全校生徒に関係する問題であり、いじめを防止する対策は、全校生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために行われるべきです。

また、いじめ防止の対策については、生徒の心身に重大な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒に十分理解させることが大切であることを共通にすることが重要であることを教職員全員で押さえます。

②生徒に認識させること

いじめは、それを受ける生徒の学習権を奪う行為であること、そしてその生徒の命や身体に重大な危険をもたらすものであること。また、いじめは、いかなる理由を持ってしても卑怯な行為であること、絶対に許されない行為であることを十分に理解させます。

③保護者や地域と共通理解すること

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるという認識を持ち、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要である事を認識しつつ自治体や学校、地域住民や家庭、その他関係者が連携して克服するものであることを共通理解します。

(2) 「いじめ」の定義について

いじめとは、本校生徒に対して、その生徒が在籍する学校に在籍し、その生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、その行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。

(3) 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的について

いじめは、全校生徒に関係する問題であり、いじめを防止する対策は、全校生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。また、いかなる理由を持ってしても、いじめは、卑怯な行為であること、絶対に許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わない生徒を育成すること。さらに、いじめの問題を克服するために、関係者すべてが連携することを目指して、ここに、浜頓別中学校のいじめ防止基本方針を定めます。

2 いじめ防止のための取組について

(1) 未然防止について

いじめは、どの子どもにも起こり得ることを踏まえ、本校のすべての生徒がいじめに向かうことがないよう、豊かな情操や道徳心、お互いを尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を育成します。そして、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを次の点を踏まえ進めます。

- ①校内研修との連動により、わかる授業づくりを進めます。
- ②コミュニケーション能力を高める学級活動を工夫します。
- ③いじめや友情、命の尊さについて考える道徳の時間をどの学年にも計画的に設定します。
- ④ボランティアを意識した体験活動を設定します。
- ⑤学年に応じ、人権や非行防止について考える授業を設定します。
- ⑥教育活動のあらゆる場面を通じ、情報モラルを意識させる指導を行います。

⑦生徒がいじめの問題について主体的に考える徒会活動を展開します。

⑧保護者懇談会や通信等によっていじめ予防の啓発活動を進めます。

(2) 早期発見について

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からいじめを把握するため以下の具体的取組を進めます。

①いじめアンケート等の作成と実施を継続して行います。

②教育相談活動の計画的な実施と必要に応じた実施を行います。

③通報、相談窓口を明示します。

④校内研修や職員会議、職員朝会等で生徒に関する情報交換の場を設定します。

⑤報告、連絡、相談、確認体制の徹底を図ります。

⑥学級日誌、個人ノートや生活ノート等、生徒と間接的にコミュニケーションがとれる方法を活用し、生徒の様子 of 把握に努めます。

⑦いつでも保健室と連絡がとれる体制をつくります。

(3) いじめへの対応について

いじめが確認された場合は、ただちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して、事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うこととします。また、必要に応じて関係機関との連携を図り、早期対応に努めます。

①発見・通報を受けたときの対応について

いじめを発見したり通報を受けた場合、直ちにいじめ防止対策委員会を設置し、即時対応を取ります。

- ・いじめ防止対策委員会を設置する
- ・状況把握のための措置をとる
- ・教育委員会に報告し指示を仰ぐ
- ・被害保護者への対応をする
- ・加害保護者への対応をする
- ・関係機関と連携する

②いじめを受けた生徒への対応

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、「心配や不安を取り除く」とともに全力で守り抜くという、いじめられた側の立場で継続的に支援していきます。

- ・安心、安全を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について共に考える
- ・活動の場を設定し激励する
- ・温かい人間関係をつくる

③いじめたとされる生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気づかせる
- ・今後の生活の仕方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

④いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒に限らず、傍観したり無関心を装う集団に対しても、自分達でいじめを解決する力を育成していきます。

- ・勇気を持って「いじめはだめだ」と言える生徒の育成に努める。
- ・自分の問題としてとらえさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりにつとめる。

⑤家庭との連携

【いじめられた生徒の保護者への働きかけ】

いじめが発生した段階で、学校全体として解決に向かう意思を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞きます。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示すようにします。
- ・親子のコミュニケーションを大切にする等の協力を求めます。

【いじめた生徒の保護者への働きかけ】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮します。
- ・いじめた生徒の成長につながるよう学校全体で取り組むこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝えます。
- ・何か気がついたことがあれば連絡をいただくよう協力を依頼します。

⑥関係機関との連携

【教育委員会との連携】

- ・関係生徒への支援や指導、保護者への対応方法について
- ・関係機関との連携について

【警察との連携】

- ・生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合

- ・犯罪等の違法行為がある場合

【福祉関係期間との連携】

- ・スクールソーシャルワーカーの活用（町教委への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の情報把握

【医療関係期間との連携】

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導、助言

（４）ネット上のいじめへの対応について

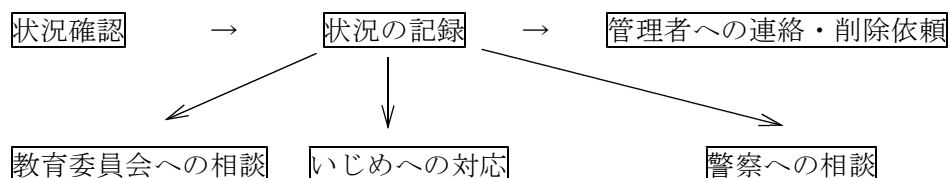
携帯電話やスマートフォンの普及に伴い、ネット上で、特定の生徒を誹謗中傷したり、個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加しています。このことを踏まえ、いじめを予防し、発生した際には効果的に対処する取組を進めます。

①ネットいじめの予防について

- ・通報相談窓口は、「いじめ対策検討委員会」であることを周知します。
- ・フィルタリングや見守り（家庭内のルールづくり）等について、保護者に対する啓発を行います。
- ・教科（道徳、技術・家庭科）や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- ・機会を捉え、情報モラル教育に関する指導を行います。
- ・インターネットPTA研修会を実施します。

②ネットいじめへの対処について

- ・被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努めます。
- ・関係機関（医療機関、法務局、警察等）との連携を行います。
- ・不当な書き込みを発見した際には、次の手順で対処します。



(5) 教員、保護者の研修について

いじめを受けた生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導その保護者に対する助言、または、その他のいじめの防止等のための対策が専門知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の資質向上に必要な教員研修やP T A研修を進めます。

- ①生徒の実態交流やいじめ予防に関する校内研修を計画的に設定します。
- ②教育局等が主催するいじめやネットトラブルに関する研修会に参加します。
- ③生徒指導研究協議会研修内容を環流します。
- ④初任者研修、中堅教員資質向上研修の研修内容の環流します。
- ⑤スクールカウンセラー派遣拡充に係る研修会を設定します。
- ⑥道研や民間団体が主催する研修会に教員を派遣します。
- ⑦P T A研修委員は、年間活動に子育てといじめに関する研修を位置づけ企画します。

(6) 対策の年間計画について

学校におけるいじめの未然防止や早期発見・早期対応が適切に行われるよう、年間を通じていじめの防止等のための対策を計画的に行い、その取組を検証し、より実効性の高い取組となることを目指します。

月	行 事	未然防止	早期発見	ネットいじめ	研修	検証
4	始業式・入学式 P T A総会	・年間学級目標設定 ・保護者への啓発	・生徒に関する情報の共有化 ・三計測			
5	体育祭	・体育祭学級目標設定	・生徒に関する情報の共有化 ・いじめアンケート	・ネットハ°トロール		
6		・中体連部活目標設定 ・ほっと	・生徒に関する情報の共有化 ・教育相談週間の設定	・ネットハ°トロール		・いじめアンケート
7	宗谷中体連		・生徒に関する情報の共有化			・学校評価アンケート(保護者・生徒)
8	始業式	・2学期学級目標設定	・生徒に関する情報の共有化		・校内研修	
9	修学旅行 宿泊研修 遠足	・修学旅行目標設定 ・宿泊研修目標設定 ・遠足目標設定・ほっと	・生徒に関する情報の共有化	・ネットハ°トロール		
10	学校際 入談説明会	・学校祭学級目標設定 ・人権教室の実施	・生徒に関する情報の共有化 ・教育相談週間の設定	・ネットハ°トロール		・いじめアンケート
11		・情報モラル指導	・生徒に関する情報の共有化 ・いじめアンケート	・いじめアンケート		・学校評価アンケート(生徒・保護者)
12		・生徒に関する情報の共有化	・生徒に関する情報の共有化			
1	始業式	・3学期学級目標設定	・生徒に関する情報の共有化		・校内研修	
2		・保護者への啓発	・生徒に関する情報の共有化	・ネットハ°トロール		
3	卒業式	・卒業式目標設定	・生徒に関する情報の共有化			

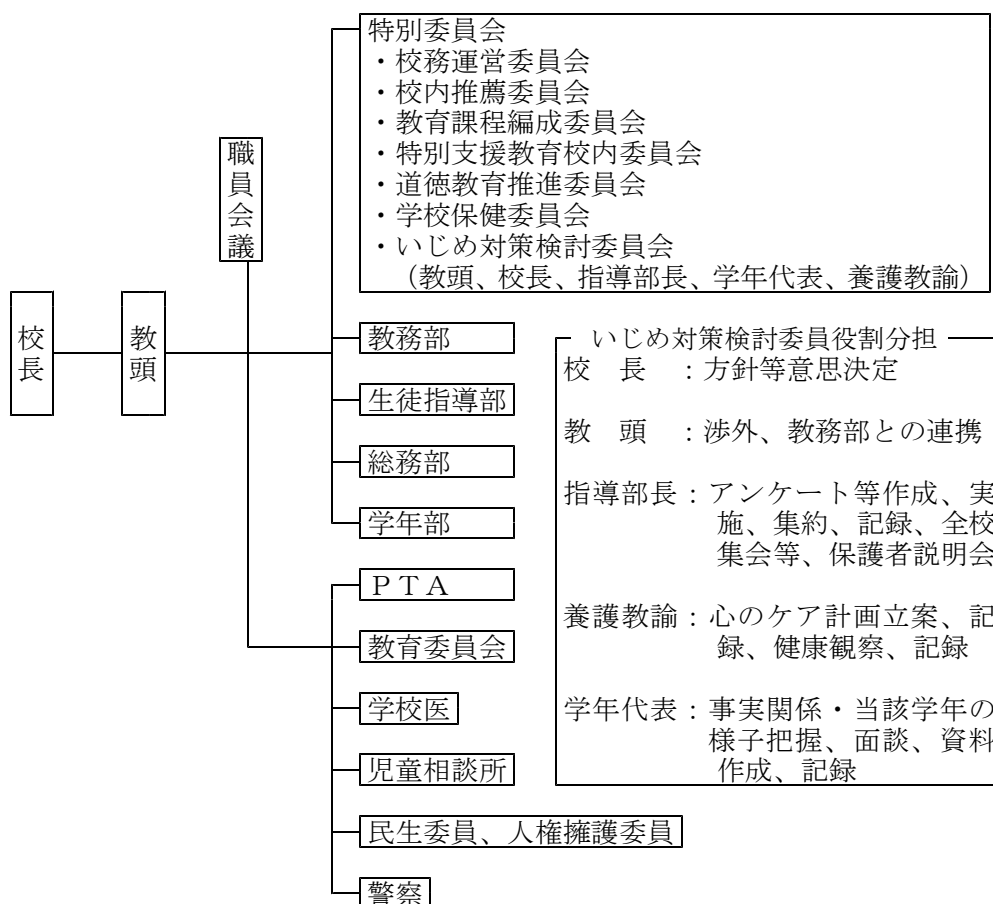
3 いじめ防止等の対策のための組織について

(1) 役割

浜頓別中学校のいじめ不登校対策検討委員会は、以下の役割を担います。

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行います。
- ②いじめの相談、通報の窓口になります。
- ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行います。
- ④いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対策案内の作成、配布を行います。

(2) 組織図



4 重大事態への対処について

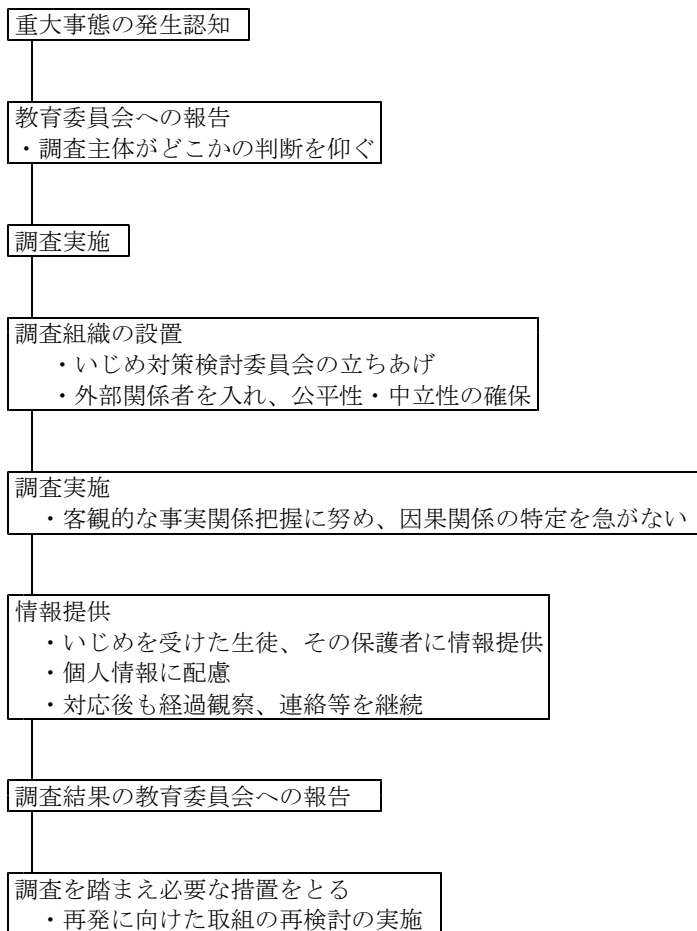
次にあげる重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告すると共に、教育委員会の指導及び支援の下、組織を設置し、質問票等の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

(1) いじめにより生徒の生命、心身又または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・生徒が身体に重大な書害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(2) いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(3) 対応フロー



5 その他（参考資料）

いじめを受けている子どものサインの例

学校での様子				
学校生活全般	教師との関係	友人関係	授業中の態度	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・おどおどやぼんやりが多くなる ・いやな役目を負わされる ・誘いを断れず、すぐに従う ・周囲を気にしすぎる ・元気がない ・行事、部活をいやがる ・配布物が渡っていない ・休時間トイレに長く入っている ・身体的不調でよく保健室に行く ・遅刻、早退、欠席が多くなる ・学校がつまらないとよく言う ・持ち物の紛失、落書き等がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・目を合わせずに避けるようにする ・教師を怖がっている ・訳もなくすり寄ってくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊んでいても楽しそうでない ・悪口を言われても愛想笑いをする ・からかわれる ・おかしなあだ名をつけられている 	<ul style="list-style-type: none"> ・発言を友人がからかう ・学習についていけない ・授業中にぼんやりしている ・急に成績がおちてくる 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で掃除している ・時々涙ぐんでいる ・教室に入るのが怖いと言う ・小さな失敗を気にしすぎる
家庭での様子				
家庭生活全般	家族との関係	友人関係	その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・朝起きられない ・朝、頭痛や発熱等を訴える ・昼夜逆転した生活をする ・朝、トイレから出てこない ・昼頃から元気になる ・下校後、ぐったりしている ・帰宅が急に早くなる ・急に落ち着きがなくなる ・不審電話などがかかってくる ・お金をこっそり持ち出す ・学校を休みたがる ・日記等に悩みなどを書く ・学校のことを話さなくなる ・食欲がなくなる ・擦り傷、あざをつくらせて帰る ・いじめの被害等を話題にする ・休日や長期休業中は症状がない ・先生が嫌いだと言う ・閉じこもりがちになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・頑固な感じになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・友人がいないと言う ・友人に意地悪されたと言う ・友人を避けるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・小心、内気、心配性である ・勉強がわからないと言う ・他の欠席者を話題にする ・明るさが次第になくなる ・欠点を強く気にする ・転校したい、生まれ変わりたいと言う 	